

## 第1回 徳島県行政不服審査会議事録

- 1 日時 平成28年5月16日(月) 16:00～17:10
- 2 会場 県庁2階 204会議室
- 3 出席者 委員 県  
青野 透 (敬称略, 以下同じ) 梅田 尚志 監察局次長  
上原 克之 並川 竜彦 課長補佐  
喜多 三佳 龍田 誠吾 主査兼係長  
鈴木 亜佐美  
益田 歩美

### 【会議次第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
  - (1) 会長の互選について
  - (2) 会長職務代理者の指名について
  - (3) 行政不服審査制度の概要について
  - (4) 徳島県行政不服審査会運営要領について
  - (5) その他
- 5 閉 会

### 【会議録】

(事務局)

それでは、ただ今から「第1回徳島県行政不服審査会」を開会させていただきます。まず、開会に当たりまして、監察局次長より一言ご挨拶を申し上げます。

(次長)

失礼します。本日は、「第1回行政不服審査会」を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県行政の推進につきまして、御尽力いただいておりますことを、この場をお借りして、改めて、お礼申し上げます。皆様も御承知のとおり、行政不服審査制度につきましては、行政が行った処分の違法性あるいは妥当性について、被処分者が申し出るという、大変重要な手続でございます。その手続を定めました行政不服審査法が約50年ぶりに抜本的に改正され、「審理員による審理手続」、「行政不服審査会への諮問制度」が新たに導入されたところでございます。

とりわけ、当行政不服審査会につきましては、審査請求に対する「裁決の客観性」並びに「公平性」、「公正性」を高めるために設けられた第三者機関でありまして、行政不服審査制度における役割は非常に大きなものでございます。

委員の皆様におかれましては、専門的な観点から御審議をいただきますとともに、本審査会の運営のため、格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、第1回の審査会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。恐れ入りますが、青野委員から順に50音順でお願い申し上げます。

(以下、各委員自己紹介)

(事務局)

続きまして、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

(以下、事務局職員自己紹介)

(事務局)

それでは、早速でございますが、次に会長の選出をお願いいたしたいと思っております。議事(1)でございます。審査会設置条例第4条第1項の規定によりまして、各委員からの互選ということになっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

御推挙ございましたら、よろしくをお願いいたします。

(A委員)

喜多委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただいまの御意見につきまして御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、喜多委員が会長に選任されましたので、喜多委員には、お手数ですが、会長席の方へ御移動をお願いいたします。

以降の進行につきましては、喜多会長より、どうぞよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただ今、皆さんから会長に御推挙いただきました喜多でございます。謹んでお引き受けいたしたいと思っておりますので、委員の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

この審査会は、本年4月1日に施行された「新たな行政不服審査法」の下で、審査請求に対する裁決の客観性・公平性を高めるために設けられた第三者機関でございます。委員の皆さんには、行政不服審査制度が適正に運用されますよう積極的かつ忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、まず、会長職務代理者の指名に移りたいと存じます。審査会設置条例第4条第3項の規定によりまして、あらかじめ会長が指名することとなっております。上原委員にお願いしたいと思うのですが、上原委員いかがでしょうか。

(会長代理)

私で良ければ、お受けしたいと思います。

(会長)

是非お願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。まず、新たな行政不服審査制度の概要について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

～資料3「行政不服審査制度の概要について」の説明～

(会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問はございませんか。

(B委員)

だいたいどのくらいの期間で処理していく予定にされているのでしょうか。

例えば最初の審理員の審理期間とか、その後の行政不服審査会での審理期間について、ある程度期間の計画を立てなければいけないと努力義務ですが規定があります。その辺りはどのように想定していますか。

(事務局)

このことにつきましては、行政事件訴訟法第8条第2項第1号で、審査請求前置の事件であっても、審査請求から3ヶ月を経過してなお裁決のないときは、裁決を経ないで取消訴訟ができる旨を規定しております。この規定の趣旨から致しますと、国民の権利利益を救済する制度としては、おおむねですけれども3ヶ月以内に裁決がされることを予定しているものと解されております。しかし、新しい制度でございますので、実際には更に長い期間を要することが想定されます。

(会長)

他に何かございますか。

(C委員)

よろしいですか。

(会長)

はいどうぞ。

(C委員)

4ページの上の行政不服審査制度について、平成23年度の不服申立件数があり、地方公共団体で約1.8万件となっています。徳島県の場合は過去にどれくらいの件数があったのでしょうか。

(事務局)

県の審査請求の数についての御質問と思います。正確に調査したわけではございませんが、概ねの数字でお答えさせていただきます。平成27年度が14件、平成26年度が39件、平成25年度が83件となっており、年度によってバラツキがございます。このバラツキは、主に生活保護法に関する基準額の改定等がございますと、その処分に対して審

査請求が出てきており、平成25年度、26年度においては、件数が多くなっております。平成27年度は、基準額の改定等がございませんでしたので、14件となっております。あくまでも、旧法の時代のことですので、制度が新しくなって今年どのくらい出てくるのかというのは、今のところわからないところですけども、参考としては過去3年間このような状況ということで御理解いただけたらと思います。

(C委員)

ありがとうございます。

(会長)

他に何かございませんでしょうか。

では、私の方からも、5ページなんですけど、「公正性の向上」ということで、「審理員」、私どもの「第三者機関」が加わったということで、3番目の「審理手続における審査請求人の権利を拡充」というところなんですけど、ここをもう少しみ砕いて御説明いただけますか。

(事務局)

「審理手続における審査請求人の権利を拡充」ということで、審査請求人から審査請求が出されてから審理手続が終わるまでの間に、今までというのは証拠書類等の閲覧はできていたのですが、謄写はできませんでした。しかし、審査請求人の手続保障の充実をはかる見地から、改正法により謄写も可能となりました。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。

他に何かございませんか。

(B委員)

全体として3ヶ月程度でということなんですけれども、ここの不服審査会とすると、時間だとか、以後の回数だとかですよ、その辺りはどの様な考えでしょうか。

(事務局)

はい。後ほど日程についても、御説明いたしたいと考えておりますが、順調に諮問案件を処理していただくためには、諮問の状況にもよりますが、月1回程度の期間で会議の開催をお願いしたいと考えております。1回の審査会のみで答申まで至るということは、大変難しいのではないかと思います。国の示しているマニュアルでも、およそ3回くらいの審査で答申案の決定まで至るというようなものが示されております。その辺りも参考にしながら、本県の状況も鑑みまして御審議をお願いしたいと考えています。

(B委員)

全体で3ヶ月で、月1回の審査会開催ということは、審査会だけで3ヶ月使ってしまうような感じです。実際でも、審理員さんにしていただく作業が、すごく大きいと思います。例えば生活保護関係とかは、まとめて何件も出てくることがあると思いますが、ある程度機械的な処理をこちらとしてはすることもあると思うんですけど、事前に審査庁さんの方

で、してくださる作業が多いように思うんですが日程的には大丈夫なんですか。

(事務局)

日程的に先程申しました審査会3回というのは、審査会でも口頭意見陳述ができることとなっておりますので、口頭意見陳述をすれば3回程度になると思われま。審査会での口頭意見陳述がなく、審理員のところで口頭意見陳述が終わり、諮問となれば、1回目で審理員意見書と裁決の方向性を御説明させていただき、2回目で裁決書案を審議していただきますと、2回程度と思っています。それと、先程申しました、生活保護の部分につきましては、申立件数は多いんですけど、内容はほぼ同じで、先程申しました基準額の改正についての不服にありますので、その場合は、1つ例として裁決がされれば、その後については、例えば、審査会の審理を経ずに裁決にいくとか、全てのをまとめて1つで、裁決をするという方法もございますので、その辺りの調整はしていきたいと考えております。

(D委員)

諮問というのは、ザックリとしたイメージでいえば、裁決案を「これでよろしいか。」と、こちらに伺いを立ててくるというイメージなのではないでしょうか。

そうすると、ここまで出てきた弁明書や反論書など資料一式を、我々の会議に提出するとなるのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

事件記録の写しを添付して、審査庁は諮問することになっております。

(D委員)

それは、月に1回ここで集まった時点で渡していただいで見るというような形なのか、それとも事前に見るような機会があつて、内容を見るような時間をいただけるのか、どうなんでしょうか。

(事務局)

資料的には、ボリュームのあるものもあろうかと思っておりますので、時間の許す限り、できるだけ早く、資料の方はお届けして、その上で第1回目の審議をしていただくということで考えています。そこは事務局の方も努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

質問はよろしいでしょうか。では次にいかさせていただきます。

次に、当審査会の運営要領を制定したいと思います。要領(案)につきまして、事務局から御説明お願いいたします。

(事務局)

～資料4「徳島県行政不服審査会運営要領(案)」の説明～

(会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

(C委員)

よろしいですか。

第8条の「答申の公表」ですけれど、第8条には、公表は「答申の概要」を総務省に掲載するとなっているのに、79条のところは、「答申の内容」を公表するということで、「概要」とは、どのレベルのものを想定されるのですか。

(事務局)

はい。例えば審査申立人の方のお名前は、実名は出せませんので、事案につき要約したものを、例えば、こういう処分、または不作為があり、これに対して不服申立があったところ、審理員意見書がこのような形で出まして、行政不服審査会において、このような審査が行われ、答申が行われ、裁決がされるという内容を要約したものと考えております。

(C委員)

その要約の中の内容はどこが作るんですか。事務方になるのですか。

(事務局)

これは、事務局である当課の方で案文を作成いたします。

(C委員)

その場合は、基本的に、個人情報に関するものということなのでしょうか。それ以外にも何かあるのでしょうか。

(事務局)

このデータベースそのものは、総務省が4月から開始したところでございますので、私どもも資料等も十分所持しておりませんが、国は、この法に合わせまして、インターネット上に公表されるこのデータベースを整備することによりまして、国及び地方公共団体の公表事務を簡便にするとともに、国民に対し不服申立に関する情報の一元的な提供を図ることを目的としています。それによりまして、本県も「裁決・答申データベース」を利用いたしまして公表するものです。

(C委員)

趣旨はわかるんですけど、おそらく同じような不服申立が出てきた場合に、こういう裁決になるという予測がこれからつくようになる。その点からいうと、ある程度詳しく出した方がいいと思うんですね。先程、具体的な意味合いとして、個人情報を出すというのは全く必要ないことですが、何かそこら辺は、最初の頃は、総務省側のモデルみたいなのがあってでしょうけれども、試行錯誤が必要なところで、ひょっとしたら、その実際の答申の概要について、最初の頃ぐらいは、ここで議論した方がいいのかなっていう感じがするんですけどね。それがひな形になって、徳島県は徳島県のやり方、もちろん、さっき言った総務省あるいは、他の自治体が参考になるのかもしれませんが、長い目で見た場合に、ある程度、概要といっても、先程言ったように、答申の内容を公表すると書いてあるので、

国民の側の受け取り方を考えれば、ある程度情報を公開の方でいった方がいいんじゃないかと思うんです。データベースなんで容量の問題も気にすべきかもしれませんが、個人情報に関するもの以外の載せ方を含めて、もちろんそれは最初の頃に、どこまで個人情報が関わってくるのかっていうのは、見なきゃいけないんでしょうけれども、できれば、その事務局の方の主導にお任せするというより、最初ぐらい審査会の方で議論した方がいいんじゃないかと思っています。

(事務局)

大変ありがたい意見と考えております。

実際、公表に当たっては審査会に諮らしていただいて、フォーマットみたいなのを決めまして、それに基づいて以下、順次公表していくと。国の方も今、制度としてあるんですけども、まだ実際、動いている状況でもございませんで、国の状況も見ながら、本県としても、何がいいのかをこの審査会でも議論いただいて、公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(D委員)

1点、すいません、よろしいでしょうか。

3条の3と4なんですけど、「わかりにくいな」という気がするんです。原則は「公開しない」ということなんですよね。「公開しない」けど「それ以外は公開する」となっていて、「原則」と「特別」が、どっちがどっちなのか、わかりにくいというのと、「公開する」というのが、どういう場面があるのか気になりました。会議全体の中に「調査審議」が入っているから、調査審議以外の部分は公開ということですか。

(事務局)

基本的に、県全体の審議会というのは、「公開の原則」がございまして、公開の中で、一部について非公開となります。先程申しました個人情報に当たるものとかは非公開にできるという形になって、原則は公開になります。

審査会自体としては、調査審議手続が主になるので、どちらかというとなら非公開なんですけど、審議会全体でいうと公開ということなんです。

(D委員)

小さい枠として「調査審議」があるということですね。

「調査審議」とは何でしょうか。

(事務局)

調査審議の手続は、先程の参考資料に戻りますけれども、行政不服審査法（抜粋）の第2款で定めております、「審査会の調査審議の手続」ということです。準用法でござい

ますが、第74条から第79条までの一連の流れが、調査審議の手続と解しております。

先程も申しましたように、会議は原則公開なんですけれども、このような案件が議題となるような場合は非公開とさせていただきます、本日のような制度等を御審議いただく場合は、その部分は公開になるものと考えています。

(D 委員)

わかりました。

(事務局)

どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

御説明いただいて意味はわかったんですけども、「原則」と「例外」と逆にしてる方がわかりやすいかも知れないですね。「会議は原則公開になる」と。ただし、「委員会が特に必要と認める場合」、それから「調査審議の手続については公開しない」とか。

3, 4をひっくり返す方がいいかもしれませんね。

(事務局)

はい。その部分については、(案)の修正を検討させていただきます。

(会長)

お願いします。

(B 委員)

資料の閲覧・交付の部分では、資料の中に個人情報が入っている場合とかは、その部分だけ隠して、閲覧・交付ということになるのでしょうか。

(事務局)

資料の閲覧ができるのは、審査関係人及び処分庁ということになります。その都度、閲覧の適否から始まって、御検討いただくこととなります。主張書面等を閲覧することについて、提出者への意見照会というのも手続の中に入っております。請求が求められた場合につきましても、主張書面等を提出した方に対して、これを閲覧することに対して異議がないかどうかを確認する、意見照会をすることとなっております。その中で、異議等がなければ、基本的には公開ということになるろうかと思ひます。

(B 委員)

提出者に意見を聞いたときに、「第三者の名前が入っているから、その部分を削って」とか言われたときとか、「この部分は困る」とか細かなことを言われたときに、その部分を事務局の方で消したりとかして閲覧・交付されるのかなと思ひます。結構こちら側の手間もかかると思ひるので、なるべくなら最初から「相手に出してもいいような形での資料として出してください」としての方がよいのではないかなと思ひます。細かな現物の資料を出す必要がある場合は、そんなに多くないんですよ。当事者が作った資料、作った書面という感じですよ。そしたら、生々しい資料がそんなに出るわけでないと思ひるので、作る側の方が、「相手に出しても差し支えないもの」と意識すれば、原則、そうなるのかなと思ひます。そしたら交付のときなども迅速に行えるのかなと思ひました。

(事務局)

資料の提出ができる旨の通知を送る際等に、「関係人等が閲覧する可能性があります」というような一文を入れるとか、工夫を検討した方がよろしいのでしょうか。



(B 委員)

そのようなことを促していく方がいいのかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

B 委員がおっしゃったことは、この要領の中に組み込んだ方がいいですか。組み込むところはありますか。それとも、また別の範疇か。

(事務局)

平成 28 年 4 月に総務省から「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」が作成されております。これに様式例が添付されておりまして、この中に様式で「主張書面等の提出期限の通知」という先程のできる規定をおいた上で、「いつまでに提出してください」というお願いの通知文がございます。通知文の様式につきましては、今後の機会に委員の皆様にご参照いただくようにいたしたいと考えています。

(B 委員)

相手方への閲覧を認めたくない情報でも、審査会には提出したいという場合もあるかもしれないので、「止めてください」というんではないのですけれども、「可能であれば御協力ください」のようないいまわしが一言ぐらい入っていればいいのかと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

この件については、次回以降に案を示していただいて、検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。マニュアル及び様式について、御提供するように致しますので、次回開催までにお送りできればと考えております。

(会長)

先ほどの第 8 条につきましても、委員から御意見がございましたが、これにつきましても、どうされますか。この要領の中に書く方がいいのか、あるいは、他のところで、これもやはり例みたいなのを作られますか。概要はどの程度なのかということ。

(事務局)

そうですね。先程、C 委員からも「最初のころ特に」という御指摘もいただいておりますので、この要領に盛り込むのではなく、要領案第 11 条の雑則でございますけれども、ここでお諮りいただいて、当分の間、この「裁決・答申検索データベース」に掲載するものについては、審査会の議を経てから掲載するというところで、お諮りいただいたら幸いです。

(会長)

わかりました。では、そのような運用ということで。実際は事件が出てきたときにした方がよろしいですね。

(事務局)

そうですね。具体例があった方が、よりおわかりいただけると思います。

(会長)

他に何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、D委員から御提案のあった、原則公開かどうかという会議のところを、事務局で検討していただきまして、修正(案)を作っただいて、委員全員に知らせていただけますか。その上で、又決めるということにさせていただけたらと思います。

(事務局)

かしこまりました。よろしく願いいたします。

(会議)

では、運営要領につきましては、以上のようにということで。

その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

先程も御質問等でもございました、今後のスケジュールでございますが、当審査会と致しましては、月1回程度の開催をお願いしたいと考えておりますが、現在のところ、本日まで、諮問案件は具体にございません。今後の諮問の状況等をみながら改めて、各委員の皆様には日程調整を、こちらからお願いしたいと考えておりますので、その節にはどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

そのようなことでよろしいでしょうか、会議につきましては。

今後の日程は、そのように致すこととしまして、他に御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。